

但し其内分が別々であること一任す

- 一、(金一封ト)規定解雇手當金一千七百三十圓九十錢(争議参加者三十九名分)ノ外會社ヨリ二千圓調停者ヨリ五百圓也
- 一、會社ハ今後經濟上經營困難ニ非ラザル限リ集リ集メテ解雇ヲ行ハザルコト
- 一、(但シ就業規則ニ違反シタル場合ハ此ノ限リニ非ズ)
- 一、會社ハ今日ノ事件ニ關シテ犧牲者ヲ出サザルコト
- 一、會社ハ勞働組合員ニ對シテ差別的待遇ヲ爲サ、ルコト
- 一、會社ハ從業員ノ待遇ニツキ會社經濟ノ許ス範圍ニ於テ之ヲ改善スルコト
- 一、從業員ハ今後會社ノ規律ヲヨク守リ誠意ニ勤務スルコト

昭和五年二月二十七日

- 東京藤糸紡績株式會社工場代表 工場長
- 争議團代表日本労働同盟紡績労働組合主事
- 全 全 沼津支部長
- 調停者 協同會
- 全 全 沼津支部長
- 立會人 沼津警察署長

### 歎願書

- 一、今因ノ解雇ヲ復讐セシムルコト
- 二、職事休業 場合日給ヲ支持フコト
- 三、食費金等ノ改善(日本米ニ麥二分位トスルコト)
- 四、寄宿舎ノ改善
- 一、火鉢ニ火ヲ置クコト
- 二、電燈ヲ必要箇所ハ消サザルコト
- 三、女工ニ便所掃除ヲセザルコト
- 四、賣店ノ物價ヲ普通値段ニスルコト
- 五、今後預金者ヲ出サザルコト
- 六、退職手當制度ヲ制定スルコト
- 七、工場内ニ診療所ヲ設置スルコト
- 八、労働組合ヲ公認スルコト
- 九、労働組合ヲ公認スルコト
- 十、此ノ問題ヲ犧牲者ヲ出サザルコト

### 回答

- 一、復讐ニ應ジ難シ
- 二、支給スル者分調査研究後發表スル
- 三、改善ス(既ニ實行ス)
- 四、改善ス
- 五、貧乏ニ應ズ
- 六、天災事變。財界攪擾ナキ限り解雇セズ
- 七、制定スベク其ノ内容ヲ研究中
- 八、充分手落ナキ後復フベシ
- 九、労働組合員ナルハ勿論差別等セズ
- 十、犠牲者ヲ出サズ

### 希望要項ニ對スル回答

- 一、工場衛生ヲ重シ完備ス
- 二、作業ニ必要ナル物品ハ支給ス
- (例粗紡ニナイフ。精紡ニハサミ。製綿ニマスク或ハ手拭)
- 三、炊事用ノ水タンクハ既ニ準備中女工洗濯用トシテギンブニ備フベシ
- 四、股交所モ適宜設クベシ
- 五、公傷ノ場合、平均賃銀ノ全日給ヲ支給ス
- 六、男工寄宿ノ有開代ハ今後廢ス

### 會計報告

- 一、金壹千七百參拾圓九拾錢
- 一、金貳千圓
- 一、金五百圓也
- 計金四千貳百參拾圓九拾錢也
- 支 出
- 一、金壹千七百參拾圓九拾錢也
- 一、金壹千八百圓也
- 一、金貳百五拾圓也
- 一、金五拾圓也
- 一、金參百五拾圓也
- 計四千四百八拾圓九拾錢也
- 殘金五拾圓也
- 寄附者芳名
- 一、金拾圓也
- 一、金拾圓也
- 一、金五拾圓也

### 爭議費用明細

- 收 入
- 一、金五百九拾八圓五拾七錢也
- 内 譯
- 一、金三百五拾圓也
- 一、金七拾圓也
- 一、金參拾壹圓貳拾參錢也
- 一、金九拾七圓參拾四錢也
- 一、金五拾圓也
- 支 出
- 一、金五百九拾八圓五拾七錢也
- 内 譯
- 一、金貳百七拾貳圓貳拾九錢也
- 一、金五拾參圓六拾參錢也
- 一、金拾貳圓五拾六錢也
- 一、金五拾四圓八拾錢也
- 一、金四拾貳圓參拾錢也
- 一、金拾壹圓五拾錢也
- 一、金四拾四圓九拾五錢也
- 一、金七拾圓也
- 一、金貳拾五圓四拾六錢也
- 會社ヨリ爭議費用
- 寄附金
- 演說會入場料
- 爭議積立金
- 沼津第一支部ヨリ借用
- 食料費
- 交通費
- 通信費
- 宣傳費演說會及印刷費等
- 事務所費炭及布圍等
- 消耗品
- 雜費
- 殘務整理費
- 支部費

以上東京藤糸工場の爭議解決を報告し一般同情者諸君へ深く感謝し併せて一般諸君に御心配と不安を抱せました事を御詫び申上げる次第であります

日本労働同盟 紡績労働組合本部  
 東京芝區四國町二ノ六  
 沼津市外石田

全 全 沼津第一支部

代表者 富田 繁藏  
 山田 重太郎

(昭和五年二月二十七日發行 著者兼發行責任者三島町傳馬町二一九六ノ六 山田重太郎)